

任意継続加入のよくあるお問い合わせ

Q1. 保険証が届くまで、在職中の保険証は使えますか？

A. 在職中の保険証は使えません。

在職中の保険証は退職日の翌日以降、使用できません。速やかに勤務されていた事業所へ返却してください。

Q2. 保険証が届くまでに医療機関等を受診する場合、どのようにすればよいですか？

A. 医療費を全額負担した場合は、「療養費支給申請書」をご申請ください。

任意継続被保険者の資格取得日は退職日の翌日となり、保険証が届くまでの期間も、健康保険給付の対象となります。

保険証が届くまでに医療機関で診療を受けて医療費を全額ご負担された場合、保険証がお手元に届きましたら「療養費支給申請書」をご申請ください。保険負担分をお支払いいたします。

※ 申請書の印刷や添付書類については、ホームページで確認できます。

Q3. 任意継続資格取得申出書を提出しましたが、保険証はいつごろ届きますか？

A. 約2～3週間後に届きます。

保険証の作成は、健康保険の資格喪失を確認した後になります。勤務されていた事業所から年金事務所に「資格喪失届」が提出され、年金事務所で「資格喪失届」の手続きが完了されましたら、確認できることとなります。なお、「資格喪失届」の手続き状況によっては、保険証の作成が遅れる場合があります。

Q4. 窓口で手続きしたほうが、早く保険証を受けられますか？

A. 窓口でも郵送でも変わりません。

保険証の作成は、事業所から年金事務所への手続き、および年金事務所での手続き後になるため、保険証の作成までに要す時間は変わりません。

保険証発行までの流れ

